



島根県報

平成16年 3月26日 (金)
 第 1,558 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 (人権同和教育課) 2

告 示

島根県土地利用対策要綱の一部改正 (土地資源対策課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 4

島根県農業試験場分析規程の一部改正 (農林水産総務課) 4

土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 7

換地処分 (12件) (") 7

県営土地改良事業の工事の完了 (") 9

保安林の指定 (2件) (森林整備課) 9

保安林の指定の解除 (9件) (") 10

保安林の指定施業要件の変更 (") 13

島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱の一部改正 (") 14

島根県森林居住環境整備事業補助金交付要綱の一部改正 (") 14

島根県建設工事請負契約競争入札資格審査要綱の一部改正 (土木総務課) 14

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程の一部改正 (") 15

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正 (") 15

道路の区域の変更 (道路維持課) 15

道路の供用開始 (") 16

都市計画の決定図書の縦覧 (8件) (都市計画課) 17

都市計画事業変更の認可 (") 19

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 19

公 告

平成16年歯科技工士試験の合格者 (医療対策課) 20

公共測量の実施 (用地対策課) 20

教委規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則 20

選管規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 21

選管告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができ
 ける一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる
 政見放送の回数 22

人委規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 22

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	23
監査告示	
島根県監査委員処務規程の一部改正	23
公安規則	
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部) 25
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(") 27
収用委告示	
島根県収用委員会運営規程の一部改正	28

公布された条例等のあらまし

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第15号)

1 規則の概要

 日本育英会法が廃止され、独立行政法人日本学生支援機構法が施行されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 施行期日

 平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第15号

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則 (平成14年島根県規則第17号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「日本育英会法 (昭和59年法律第64号)」を「独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年法律第94号)」に改める。

様式第 1 号中「日本育英会法」を「独立行政法人日本学生支援機構法」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第308号

島根県土地利用対策要綱 (昭和60年島根県告示第330号) の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条及び第 2 条中「要綱」を「告示」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(開発協議の有効期間)

第 9 条の 2 前条第 1 項又は第 2 項の規定により了承した当該事業計画について、了承した日から起算して 3 年を経過す

る日までに開発事業者が工事に着手しない場合は、当該開発協議は、取り下げられたものとみなす。

第10条中「前条第3項」を「第9条第3項」に改める。

第21条から第23条までの規定中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号中「未線引」を「非線引」に、

(5) 国有財産	区分	有無	処 理 方 法
	道路		
	河川		

を

(5) 法定外公共 用財産	区分	有無	処 理 方 法
	里道		
	水路		

に改める。

様式第4号中

1 開 発 事 業 名		2 開発協議通知書の 年月日及び番号	
-------------	--	-----------------------	--

を

1 開 発 事 業 名		2 開発協議通知書の 年月日及び番号	
3 着工予定年月日		4 完了予定年月日	

に、

3 指 導 事 項 の 処 理 状 況	を	5 指 導 事 項 の 処 理 状 況	に、
--	---	--	----

4 開 発 協 議 書 の 補 正 事 項	を	6 開 発 協 議 書 の 補 正 事 項	に改める。
--------------------------	---	--------------------------	-------

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に開発協議書を提出した者についてこの告示による改正後の島根県土地利用対策要綱第9条の2を適用するに当たっては、同条中「了承した日から起算して3年を経過する日までに」とあるのは「了承した日から起算して3年を経過する日又はこの告示の施行の日から起算して3年を経過する日のいずれか後に到来する日までに」とする。

島根県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI	特定非営利活動法人デイハウス KOMOREBI指定居宅介護支援事業所	八束郡八雲村東岩坂77番地3	平成16年3月20日

島根県告示第310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
清水 保彦	耳鼻咽喉科	国立浜田病院	浜田市黒川町3748	平成16年3月10日
山口 英敏	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 1	同上
河野 大助	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 1	同上
白澤 明	内科	津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口141	同上

島根県告示第311号

島根県農業試験場分析規程（昭和27年島根県告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第2条に見出しとして「（分析の依頼）」を付し、同条中「者」の次に「（肥料分析を依頼しようとする者にあつては、県内に居住する者であつて農業を営む者その他知事が適当と認める者に限る。）」を加え、同条第4号中「その他の物料」を「肥料その他の物料」に改める。

第3条に見出しとして「（依頼への対応）」を付する。

第4条に見出しとして「（成績書の交付）」を付し、同条中「分析成績書」の次に「（様式第2号）」を加える。

第5条に見出しとして「（供試品の還付）」を付する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

分 析 依 頼 書

年 月 日

島根県農業試験場長 様

団体名
 依頼者 住 所
 氏 名

印

下記のとおり分析を依頼します。

供 試 品 名 (生産者住所氏名)	
採 取 地	
採 取 者 住 所 氏 名	
採 取 年 月 日	
分析を必要とする成分	

- 備考 1 印欄には、肥料の場合は生産者住所氏名を記載してください。
 2 収入証紙を貼付してください。

様式第2号 (第4条関係)

分 析 成 績 書				
依 頼 者	団 体 名			
	住 所			
	氏 名		依 頼 年 月 日	年 月 日
供 試 品 名 (生産者住所氏名)				
採 取 地				
採 取 者 住 所 氏 名				
採 取 年 月 日				
分 析 成 績				
上記のとおり分析結果を証明します。				
年 月 日				
島根県農業試験場長 <input type="checkbox"/> 印				

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(島根県肥飼料検査所分析実施要綱の廃止)

2 島根県肥飼料検査所分析実施要綱 (平成 2 年島根県告示第393号) は、廃止する。

島根県告示第312号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成16年 3 月17日付けで認可した。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第313号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 3 項の規定により、八束郡鹿島町土地改良区理事長から宇出地区における換地処分を平成16年 3 月11日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示314号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、平成16年 3 月17日付け県営土地改良事業に係る北三瓶地区第 5 工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第315号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、平成16年 3 月15日付けで県営土地改良事業に係る民谷地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第316号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、平成16年 3 月17日付けで県営土地改良事業に係る益美 (益田) 地区弑ヶ田原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月17日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区大峯破工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月17日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区美濃本郷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月17日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区板持工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月17日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（日原）地区堤田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月17日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（日原）地区野地工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月17日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区白谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

る。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成16年 3 月17日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区伊豆原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成16年 3 月17日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前（海士）地区保々見工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第325号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
鹿足（柿木）地区（黒淵工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年 2 月17日
朝倉地区（第 1 工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成15年 8 月13日

島根県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
飯石郡赤来町大字真木813 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び赤来町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第327号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林を指定するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村上峯二636 9、637、638、638 1、638 2、639、640内1、640 2、640 3、字池黒二745 3から745 6まで、746

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第328号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市芦渡町字廻田2437 2、2437 17

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第329号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八束郡島根町大字野波字梶脇2261 3、2263、2263 1 から2263 3 まで、字梶谷2264
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
簸川郡大社町大字日御碕字川井戸1282 5、1282 14、1282 15、1309 12、1309 14、字這田1370 105
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
簸川郡大社町大字入南字浜根1530 1、1530 2
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字三里口407 2

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
江津市二宮町神村1615 10
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 3(1) 解除に係る保安林の所在場所
浜田市熱田町1689 4
 - (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
出雲市西園町字長浜4349 30、4349 38
 - (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
出雲市西園町字長浜4349 38
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所

大田市静間町字尻ナシ山1825 15

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字小坂1084 2、1084 6 から1084 9 まで、1084 11から1084 14まで、1084 16から1084 23まで、1084 25から1084 27まで、1084 29から1084 33まで、1089 30、1089 32、1089 33、1089 36、1089 37、1089 48、1089 49

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

島根県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村字上荷場谷850 9、856 18

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字朝原字カワラゲ畑1535 1、大字毛津字西山625 2、625 3、大字八幡原字川南大タズ929 1、929 6、大字反辺字横貝2563 20、2563 21、大字東村字三ツ子山1122 8、1122 9

2 指定の目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第338号

島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱(平成14年島根県告示第768号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1項の表交付の率の欄中「査定事業費」を「事業費」に、「実行経費」を「事業費」に、「標準事業費」を「事業費」に改める。

第3条第2項中「前項の」を「森林整備法人以外の補助事業者が、前項の」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、森林整備法人以外の補助事業者については、この限りでない。

附 則

この告示は、平成16年3月26日から施行し、この告示による改正後の島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱の規定は、平成15年度の事業から適用する。

島根県告示第339号

島根県森林居住環境整備事業補助金交付要綱(平成14年島根県告示第769号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1項の表交付の率の欄中「査定事業費」を「事業費」に改める。

第3条第2項中「前項の」を「森林整備法人以外の補助事業者が、前項の」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、森林整備法人以外の補助事業者については、この限りでない。

附 則

この告示は、平成16年3月26日から施行し、この告示による改正後の島根県森林居住環境整備事業補助金交付要綱の規定は、平成15年度の事業から適用する。

島根県告示第340号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 6 条第 5 項中「、土木建築事務所又は土木事務所」を「又は土木建築事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第341号

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成13年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 3 項中「第 1 項規定」を「第 1 項の規定」に改める。

第 5 条第 1 項中「、各土木事務所」を削る。

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第342号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領（平成15年島根県告示第331号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条第 2 項中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 再認定申請者が建設業者を構成員とする一般共同企業体である場合は、前項の規定に係わらず、基準日以後に作成した次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

- (1) 一般共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2) 一般共同企業体協定書
- (3) 一般共同企業体経営事項審査表
- (4) 委任状
- (5) 合併等を行った構成員に係る経審総合評価値通知書

第17条第 1 項中「島根県農林水産部・土木部建設工事入札参加者選定要領（平成15年 2 月21日付総管発第692号管発第253号島根県農林水産部長土木部長通知）を「島根県建設工事入札参加者選定要領（平成15年 3 月31日付総管発第538号総管発第747号管発第299号島根県総務部長農林水産部長土木部長通知）」に改める。

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第343号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長	
県 道	石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番6地先から同市飯田町1215番3地先まで	前	A	メートル 4.00～ 40.00	メートル 1,504.00	益田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ
		益田市高津町イ2338番3地先から同町イ2337番2地先まで		B	9.00～ 53.00	300.00		
		益田市高津町イ2338番6地先から同市飯田町1215番3地先まで	後	A	4.00～ 40.00	1,504.00		
		益田市高津町イ2338番3地先から同市飯田町1657番3地先まで		B	27.00～ 105.00	1,300.00		
		益田市飯田町1628番9地先から同町1224番2地先まで		C	20.00～ 43.00	400.00		
"	益田阿武線	益田市飯田町1324番2地先から同町1148番6地先まで	前	10.00～ 15.00	560.00	"	"	
			後	10.00～ 23.40	560.00			
"	波佐匹見線	美濃郡匹見町大字道川口569番1地先から同町大字匹見イ1547番地先まで	前	A	4.00～ 41.00	5,737.00	"	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				後	A	4.00～ 41.00		
			B	9.20～ 108.00	3,140.00			

島根県告示第344号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡邑智町大字湯抱191番3地先から同大字482番9地先まで	メートル 64.00	平成16年 4月6日	川本土木建築事務所	
県 道	別府川本線	邑智郡邑智町大字港1079番4地先から同大字1107番1地先まで	649.00	"	"	
"	田所国府線	邑智郡瑞穂町大字市木419番7地先から同大字480番4地先まで	194.00	"	"	
"	石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番3地先から同市飯田町1657番3地先まで	1,300.00	平成16年 3月31日	益田土木建築事務所	

〃	〃	益田市飯田町1628番 9 地先から同町12 24番 2 地先まで	400.00	〃	〃	
〃	益田阿武線	益田市飯田町1324番 2 地先から同町11 48番 6 地先まで	560.00	〃	〃	

島根県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
浜田都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
大田都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
大田都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
宍道都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
宍道都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
仁多都市計画整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
仁多都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
横田都市計画整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
横田都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
大社都市計画整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
大社都市計画区域の全域
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
桜江都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
桜江都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
津和野都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
津和野都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 3 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成13年島根県告示第687号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業 7・6・4号鉄道南沿線
- 3 事業施行期間
平成13年 9 月18日から平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

島根県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更し

たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

木次都市計画及び三刀屋都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

大原郡木次町大字木次、新市、里方、山方、下熊谷、東日登、西日登地内

飯石郡三刀屋町大字三刀屋、下熊谷、給下、古城地内

3 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課、木次町役場及び三刀屋町役場

公 告

平成16年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 2 3 4 6 7 8 10 11 12 13 14

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市白枝北土地区画整理組合設立準備委員会代表から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年3月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業期間

平成16年3月1日から平成16年3月31日まで

3 作業地域

出雲市白枝町字壺丁田地内

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月26日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第3号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号づつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 紙文書 文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において紙の上に記載されているものをいう。
- (6) 電子文書 電磁的記録のうち、書体の体裁に関する情報を含めて磁気ディスク等に記録されているものをいう。

(7) 文書 紙文書及び電子文書をいう。

第29条第1項中「文書は」の次に「、総合行政ネットワーク電子文書交換システムによる公文書送受信取扱要領（平成14年9月20日付け島教総第317号総務課長通知）に規定するもののほか」を加える。

第31条第1項ただし書中「軽易な」を「これにより難しいもの又は軽易な」に改める。

第31条の3中「出力し」の次に「、又はそのままシステムに記録し」を加える。

第32条の2中「朱書」の次に「して行うか又は電子供覧（システムの機能を利用して電子文書の供覧を行う方法を言う。以下同じ）により行うものと」を加える。

第33条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号中「急を要するもの」を「紙文書により起案する場合であって急を要するもの」に改め同号を第5号とし第2号の次に次の2号を加える。

(3) 起案者は、紙文書により起案する場合は、起案年月日、起案者名、標題等を起案用紙（様式第10号）の所定欄に記入し、処理案、起案の理由、関係法規その他参考となる事項を記載し、かつ、必要に応じて関係書類を添付するものとする。

(4) 起案者は、電子文書により起案する場合は、処理案、起案の理由、関係法規その他参考となる事項及び関係する電子文書その他電磁的記録をすべてシステムに登録するものとする。

第33条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 起案者は、電子文書により起案する場合は、システムに処理期限を登録し、回議又は合議の促進を図るものとする。

第36条第1項中「起案書」を「紙文書による起案書」に改め、同条に次のように加える。

2 電子文書による起案書の記載事項の訂正は、システムの機能を利用して行うものとする。

第38条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁（システムの機能を利用して電子文書の決裁を行う方法をいう。以下同じ。）による場合は、関係部課への合議を並行して行うことができるものとする。

第45条第1項中「には」を「のうち」に改める。

第47条第1項第2号中「施行及び発送年月日」を「施行年月日及び必要に応じて発送年月日」に改める。

第54条第1項中「ファイル単位」を「ファイル又はシステム」に改め、「行うものとし」の次に「、ファイルのうち電子決裁及び電子供覧の処理による電子文書が保存されているファイルを除き」を加える。

第54条の6第1項中「ファイル管理表（以下「当初版ファイル管理表」という。）を」の次に「システムを利用して」を加え、同条第2項中「作成」を「確定」に改める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、平成16年2月2日から適用する。

2 島根県教育庁等事務処理規則の試行運用に係る文書管理の特例に関する規則（平成16年島根県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次ように改正する。

第15条中「選挙係長」を「選挙グループリーダー」に、「課長補佐」を「課長代理」に改める。

第16条第3項中「係長」を「グループリーダー」に改める。

第17条第2項中「選挙係長」を「グループリーダー」に改め、同条第3項中「係長」を「グループリーダー」に改める。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 2 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第 2 条第 7 項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

なお、平成15年島根県選挙管理委員会告示第69号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数）は、廃止する。

平成16年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	
一 般 放 送 事 業 者	回 数
株 式 会 社 山 陰 放 送	1
山 陰 中 央 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 株 式 会 社	1

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 2 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「自動車税管理係」を「自動車税管理グループ」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「肥飼料検査所」を「農業試験場又は畜産試験場」に改め、同項第 2 号中「研究開発部環境技術科」を「技術部環境技術グループ」に、「生物応用科」を「生物応用グループ」に、「研究開発科」を「研究開発グループ」に改め、同条第 3 項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 4 項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号中「石見空港管理所」を「維持管理部石見空港管理所」に、「隠岐空港管理所」を「工務部隠岐空港管理所」に改め、同号から第14号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(家畜保健衛生業務従事手当)

第 5 条の 2 条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する人事委員会規則で定める作業は牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に規定する死亡牛の検査のため、死亡牛の脳から延髄を採取する作業とする。

第 7 条第 4 項中「7 月 1 日から 9 月30日までの間にあっては」及び「、12月 1 日から翌年の 3 月31日までの間にあっては摂氏30度以上」を削り、同条第 5 項を次のように改める。

5 削除

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(特殊環境施設業務従事手当)

第 8 条の 2 条例第13条第 1 項第 2 号に規定する人事委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 管理棟以外の閉鎖的な施設
- (2) 沈殿池
- (3) 生物反応槽

第12条第 1 項第 1 号中「法律第114号」の次に「。以下「感染症法」という。」を加え、「第 4 項」を「第 5 項」に、「第 6 項及び第 7 項」を「第 7 項及び第 8 項」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第17条第 2 項第 1 号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる感染症の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 感染症法第 6 条第 2 項及び第 8 項に規定する感染症並びに感染症法第 6 条第 7 項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症 740円
- (2) 感染症法第 6 条第 3 項に規定する感染症及び感染症法第 6 条第 7 項に規定する感染症のうちこれに相当する感染症 560円
- (3) 感染症法第 6 条第 4 項及び第 5 項に規定する感染症並びに感染症法第 6 条第 7 項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症並びに結核 370円

第13条第 1 項を削り、同条第 2 項中「検査課」を「検査グループ」に改め、同項を第 1 項とし、同条第 3 項中「生活科学学科並びに環境科学部大気環境科及び水環境科に勤務する職員」を「生活科学グループ及び環境科学部に勤務する職員(環境科学部にあっては放射能グループに勤務する職員を除く。)」に改め、同項を第 2 項とし、同条第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第17条第 1 項中「放射能科」を「放射能グループ」に改める。

第19条第 1 項中「福祉事務所総務企画部総務課に勤務する職員及び」を削り、同条第 2 項中「総務企画部長及び同部企画情報課」を「総務企画情報グループ」に改め、同条第 3 項中「保健福祉課」を「高齢者障害者支援グループ」に改める。

第19条の 2 第 1 項中「計量係」を「計量グループ」に改め、「(計量係担当の補佐を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 3 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

- 第 4 条中「通信指令課」を「地域課」に改める。
- 第 6 条中「通信指令課自動車警ら隊及び」を削る。

附 則

この規則は、平成16年 3 月29日から施行する。

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第 1 号

島根県監査委員処務規程(昭和29年監査委員告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月26日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

第8条第1項中「、事務局次長」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第9条各号を次のように改める。

- (1) 職員の配置及び事務分掌を定めること。
- (2) 課長の旅行を命じ、及び復命を受けること。
- (3) 課長の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日を指定すること。
- (4) 課長の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除及び勤務時間の割振りをし、勤務時間の割振りを変更し、又は部分休業を承認すること。
- (5) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の規定に基づく公文書の公開等の決定に関すること。
- (6) 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関すること。
- (7) 軽易又は定例的な事項に関すること。

第13条を第17条とする。

第12条中「、島根県公印規程」を「及び島根県公印規程」に改め、「及び島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程（平成15年島根県訓令第28号）」を削り、同条を第16条とし、同条の前に次の3条を加える。

第13条 施行する文書の発信者は、次の各号によるものとする。

- (1) 監査結果報告書には監査委員連名を用いる。
- (2) 監査実施通知及び監査結果通知には代表監査委員を用いる。
- (3) その他の文書には代表監査委員又は事務局長を用いる。

第14条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに公印管守者は別表のとおりとする。

第15条 公印管守者は、公印取扱主任を兼ねるものとし、公印に関する事務に従事するとともに公印取扱副主任を指定しなければならない。

2 公印取扱副主任は、公印取扱主任を補助し、公印取扱主任が不在のときはその職務を代行する。

第11条を次のように改める。

前条各項の規定により代決した事項については、遅滞なく後閲を受け又は報告しなければならない。ただし、あらかじめ後閲又報告を要しない旨の指示を受けたものについては、この限りではない。

第11条を第12条とする。

第10条第1項及び第2項中「事務局次長」を「課長」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 課長（第4号から第6号までにあつては、監査第一課長）が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員（事務局長及び課長を除く。次号及び第3号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。
- (2) 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日を指定すること。
- (3) 職員の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除及び勤務時間の割振りをし、勤務時間の割振りを変更し、又は部分休業を承認すること。
- (4) 職員の扶養親族を認定すること。
- (5) 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額を決定すること。
- (6) 職員の児童手当（特例給付を含む。）の受給資格及びその額を認定すること。
- (7) 定例的なもののうち軽易な事項に関すること。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第14条関係)

公印の種類	ひ な 形	寸 法	公印管守者	備 考
代表監査委員印	島 根 県 代 表 監 査 委 員 之 印	24ミリメートル平方	監査第一課長	
監査委員印	島 根 県 監 査 委 員 之 印	20ミリメートル平方	監査第一課長	
監査委員事務局長印	島 根 県 監 査 委 員 事 務 局 長 之 印	20ミリメートル平方	監査第一課長	

附 則

この告示は、平成16年 4月 1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月26日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第 5 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 島根県警察の組織に関する規則 (平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第11条中「5 課」を「4 課」に、「地域課
通信指令課」を「地域課」に改める。

第12条を次のように改める。

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 警察安全相談に関すること。
- (2) 家出人及び保護に関すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) の施行に関すること。
- (4) 古物営業法 (昭和24年法律第108号) 及び質屋営業法 (昭和25年法律第158号) の施行に関すること。
- (5) 鉄砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第 6 号) 及び火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) の施行に関するこ
と。
- (6) 警備業法 (昭和47年法律第117号) の施行に関すること。
- (7) 金属屑の取扱に関する条例 (昭和32年島根県条例第27号) の施行に関すること。
- (8) 核燃料物質等の運搬に関すること。

(9) 安全まちづくり推進室に関すること。

第13条第4号中「及び警察用船舶」を「、警察用船舶及び警察用航空機」に改め、同条第5号中「交通機関」の前に「列車その他の」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 通信指令室に関すること。

第14条を削る。

第14条の2に次の1号を加え、同条を第14条とする。

(10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。

第15条を次のように改める。

(生活保安課)

第15条 生活保安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経済関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 環境関係事犯の取締りに関すること。
- (3) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の課に属さない特別法令違反の取締りに関すること。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。
- (9) 前号に掲げるもののほか、ハイテク犯罪対策に関すること。
- (10) 銃器薬物対策室に関すること。

第17条を次のように改める。

(通信指令室)

第17条 地域課に、通信指令室を附置する。

2 通信指令室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 110番通報の処理に関すること。
- (2) 通信指令業務に関すること。
- (3) 緊急配備に関すること。
- (4) 無線通信の運用に関すること。
- (5) 通信指令システムの保守管理に関すること。

第50条及び第51条を次のように改める。

(通信指令室長)

第50条 通信指令室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、通信指令室の事務をつかさどる。

第51条 削除

第2条 島根県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条第10号を削る。

第17条の2を削る。

第20条第4号中「暴力団対策室」を「組織犯罪対策室」に改める。

第24条を次のように改める。

(組織犯罪対策室)

第24条 捜査第二課に、組織犯罪対策室を附置する。

2 組織犯罪対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）の施行に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。
- (4) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第52条を削り、第53条を第52条とし、第53条の 2 を第53条とする。

第55条の見出しを「（組織犯罪対策室長）」に改め、同条中「暴力団対策室」を「組織犯罪対策室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第 1 条及び次項の規定は平成16年 3 月29日から、第 2 条の規定は平成16年 4 月 1 日から施行する。

（傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

2 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年島根県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「及び通信指令課」を削る。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月26日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第 6 号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第23条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（免許証の記載事項の変更届出）

第23条の 3 法第94条第 1 項の規定による免許証の記載事項の変更届出は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 管轄警察署

（免許証の再交付の申請）

第23条の 4 法第94条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署。ただし、仮免許に係る免許証にあつては、法第98条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所の所在地を管轄する警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）

第24条の 2 第 2 項中「（経由地公安委員会を経由して行うものを除く。）」の次に「及び法第108条の 2 第 1 項第12号に規定する講習を受けた者に係る更新の申請」を加える。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

島根県収用委員会運営規程（昭和60年島根県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月26日

島根県収用委員会会長 吾 郷 計 宜

第10条第3項第3号を次のように改める。

- (3) 書記 用地対策課収用管理グループリーダー並びに同グループに置かれた主幹、主任、主任主事及び主事等
附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。